

マージン率等の情報提供について

株式会社プロスト 高松事務所

許可番号 派 37-300012

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、下記のとおり情報提供します。

対象期間（令和2年9月1日～令和3年8月31日）

1 令和3年6月1日付派遣労働者数	39人
2 派遣先事業所数（年間取引企業数）	31社
3 派遣料金の平均金額（A）	13,125円（1日8時間計算）
4 派遣労働者の賃金平均額（B）	9,139円（1日8時間計算）
5 マージン率（A-B）÷ A	30.4%

※マージンには、弊社が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・事業経費などが含まれています。

6 キャリア形成支援制度に関する事項

【キャリアコンサルティング相談窓口】

高松事務所 TEL：087-815-2217

【教育訓練計画】

訓練種別	対象となる派遣労働者	方法	費用負担額	賃金
入社時教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
補助者研修（事務・製造）	派遣中	OFF-JT	無償	有給
担当者研修（事務・製造）	派遣中	OFF-JT	無償	有給
業務管理担当者研修	入社3年目以降	OFF-JT	無償	有給
トレーナー研修	入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給

7 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結しているか	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	令和4年3月31日

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

福利厚生：社会保険・雇用保険加入あり

年次有給休暇・定期健康診断あり